

全国がん登録情報の  
利用・提供依頼に係る審査  
について

# 目的・内容

---

- 1 申請者(申請日)  
栃木県(令和5(2023)年8月1日)
- 2 利用目的  
ロンドン大学大学院が実施する国際生存率研究CONCORD-4※に参加し、国及び栃木県における効果的ながん対策の企画・評価に貢献するため。
- 3 利用する情報  
匿名化が行われた都道府県がん情報
- 4 利用期間  
2026(令和8)年3月31日まで
- 5 成果の公表方法及び時期  
The Lancet等の論文発表 2025年度予定

※ CONCORD-4  
欧米等の地域がん登録に基づくがん患者の生存率を国際間で比較する大規模な共同プロジェクト

# 法的根拠

---

## がん登録等の推進に関する法律(一部抜粋)

### 第18条 第1項

都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。

- 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人
- 二 当該都道府県若しくは…委託を受けた者又は…共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

### 第2項

都道府県知事は、前第三号の規定により…(中略)…又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

# 審査について

---

全国がん登録情報等の提供等に関する事務処理要綱（一部抜粋）

## 第7条 第1項

知事は、法第18条第1項、第19条第1項…（中略）…の規定に基づき提供依頼申出書の提出があったときは、当該申出に関し、がん登録部会の意見を聴くものとする。

## 第3項

がん登録部会は、別に定める「情報の提供の審査の方向性」を参考に審査を行うものとする。

# 情報の提供の審査の方向性

---

## 情報の提供の審査の方向性(一部抜粋)

栃木県がん対策推進協議会がん登録部会は、提供依頼申出者が提出する申出文書及びその他必要な書類が揃った上で、以下の(1)から(10)までの審査の方向性に則り、情報の提供の可否について審査を行うものとする。

- (1) 情報の利用目的及び必要性
- (2) 同意の取得
- (3) 利用者の範囲
- (4) 利用する情報の範囲
- (5) 利用する情報及び調査研究方法
- (6) 利用期間
- (7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
- (8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期
- (9) 情報の利用後の処置
- (10) その他

(参考資料3を参照)

# 申請内容の確認①

---

## (1) 情報の利用目的及び必要性

信頼性の高いがん罹患情報を集計する研究に参加することで、諸外国と国、国と都道府県、都道府県間での比較が可能となり、国及び県における効果的ながん対策の企画・評価に活用するため。

## (2) 同意の取得

法第21条第8項に係るがん情報の提供依頼申出である場合に適用されるため、本申請は除外。

## (3) 利用者の範囲

栃木県、栃木県立がんセンター、ロンドン大学大学院の職員 計10名

## (4) 利用する情報の範囲

診断年次2006～2020年の診断症例、栃木県全域、0～99歳の男女 等

## 申請内容の確認②

---

### (5) 利用する情報及び調査研究方法

調査研究方法は、国際がん生存基準(ICSS)の各がんに対する適切なウェイトを用いた年齢による標準化 等

### (6) 利用期間

承認日～2026年3月31日まで

### (7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

- ・栃木県立がんセンター栃木県がん登録室
- ・ロンドン大学衛生熱帯医学大学院内Secure Annex(Room253)
- ・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況は全て整備済

### (8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期

The Lancet等の論文発表 公表時期は2025年度中を予定

### (9) 情報の利用後の処置

移送用CD又はUSB、サーバ内情報、印刷物等:裁断・破壊、溶解等の物理的削除



# がん登録データの国外提供について

第17回 厚生科学審議会がん登録部会（令和3年9月29日） 資料1より抜粋

## がん登録推進法第17条に基づく国外提供のイメージ

- 国外にある第三者を直接の提供依頼申出者とする申出については、がん登録推進法に基づく安全管理措置等の実効性の担保について懸念があることから、現時点では提供を不可とし、引き続き慎重な検討を行う。

全国がん登録情報  
厚生労働大臣

提供不可



国外にある第三者

### 本対応方針案における、「国外提供」の考え方

- 第17条第1項第2号に該当する委託を受けた者等が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関であって、かつ、委託等を行う国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり共同で責任を負う場合について、国外提供が可能。

全国がん登録情報  
厚生労働大臣

提供可能



提供先

国の行政機関若しくは  
独立行政法人

※提供依頼申出者

外国政府又は日本が加盟して  
いる国際機関等の公的機関

※第17条第1項第2号に該当

共同で責任を負う



## 第18条申請における国外提供の取扱いについて

---

第17条第1項第2号に該当する委託を受けた者等が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関であって、かつ、委託等を行う国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり共同で責任を負う場合について、国外提供が可能。



第17回厚生科学審議会がん登録部会(令和3年9月29日)において、第18条申請についても同様の扱いとすることとして整理された。